

8. 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

8.1 環境保全措置の内容

カヤネズミについては、対象事業実施区域に隣接する内津川旧河道に本種の生息地を創出し、対象事業実施区域に生息していたカヤネズミの保全地としました。また、移設から5年間の定着状況について調査を実施しました。

8.2 環境保全措置の効果及び不確実性の程度

カヤネズミについては、保全地の生息環境の悪化により、移殖後に架巢数の減少がみられました。しかし、除草方法を改め、生息環境の改善に努めたところ、架巢数は増加傾向を示しました。

ことから、同様の除草による管理を継続していけば、カヤネズミ保全地は本種の生息環境として成立していくものと考えられます。

8.3 事後調査の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

事後調査の結果、カヤネズミ保全地を本種の生息地として維持していくためには、クズの除草による管理が必要ということが確認されました。

このため、本保全地ではクズによるオギ群落の被圧がなくなるまでの期間は、以下の管理を継続して実施することとします。

表 8-1 今後の維持管理方法等

項目	内 容
実施箇所	カヤネズミ保全地（内津川旧河道）
実施理由	クズによるオギ群落の被圧を除去し、カヤネズミの生息に適した良好なオギ群落を成立させる。
実施方法	3月に全草刈り、4月から5月にかけてクズの除去を行う。 なお、草刈り時のカヤネズミの避難場所を確保するため、草刈りは保全地の半分で実施し、翌年に残りの半分を行う手順で実施する。（図 8-1）
実施主体	令和2年からは春日井市が引き継ぎ、春日井市が実施する。

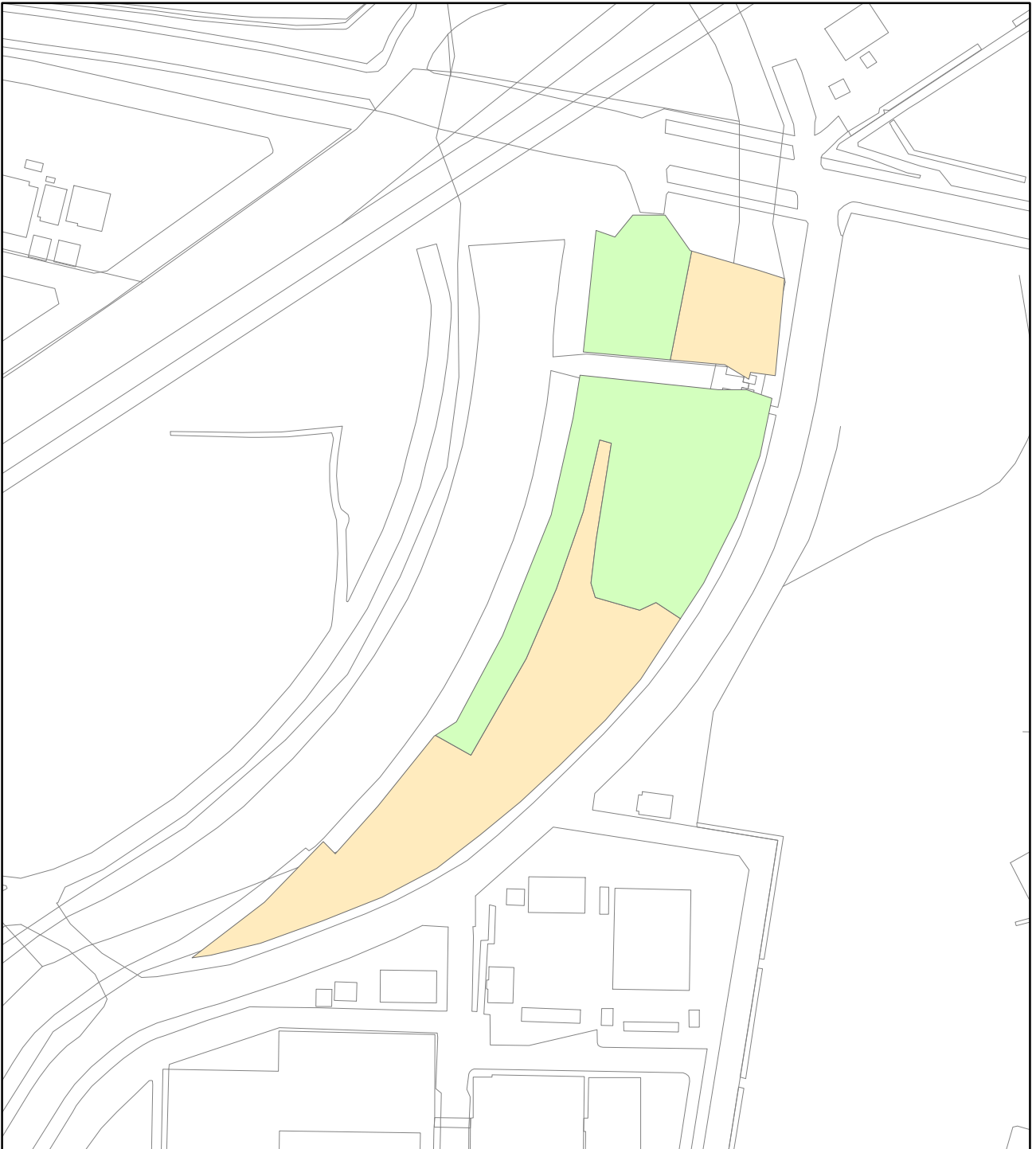


図8-1 草刈り範囲

凡例

- 奇数年目
- 偶数年目

